

「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関する ガイドライン」改正検討会（令和3年度）

設置趣旨

- 今後、より厳しい財政状況、人材不足の下で、適切に施設を管理運営し、持続可能な下水道事業を実現していくためには、下水道施設の運営において、コンセッションをはじめとするPPP／PFI手法の活用が有効となり得る。
 - 「経済財政運営と改革の基本方針」や「PPP／PFI推進アクションプラン」等の政府方針においても、下水道分野において、コンセッションをはじめとするPPP／PFI手法の導入促進が求められている。
 - このような状況のなか、国土交通省では、下水道分野におけるコンセッション導入を促進する観点から、コンセッション導入にあたっての一定の手順・考え方を提示するため、平成26年3月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」を策定した。また、平成30年に浜松市における事業開始、PFI法改正や内閣府ガイドライン改定など、コンセッションを取り巻く状況が進捗したことから、平成31年3月に同ガイドラインを改正した。
 - その後、高知県須崎市における管路施設の維持管理を含む運営事業の開始（令和2年4月）、宮城県における流域下水道を対象施設とした運営事業の優先交渉権者選定（令和3年3月）、神奈川県三浦市における管路施設の改築・延伸工事を含む運営事業の実施方針の策定（同年4月）など、現ガイドラインの記載内容の充実につながる下水道分野におけるコンセッションに係る具体の事例が積み重ねられてきたところ。
 - かかる状況を踏まえ、国土交通省では、下水道分野におけるコンセッション導入の一層の促進に向け、具体の先行事例の内容も踏まえたガイドライン改正の検討を行うこととし、当該検討内容を審議するため「『下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン』改正検討会（令和3年度）」を設置するものである。
- ※ 本検討会では、現行の「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」について、「下水道コンセッションガイドライン」との略称を用いることがある。